

自主共済制度を守れ

保険業法の適用除外規定の見直しを求める「議員立法」に理解が広がる



足立議員(民主・右)へ要請する小島保団連理事(その左)

国会要請行動
 全国保険医団体連合会は2月1日、休業保障制度など各団体が健全に運営してきた自主的な共済を存続させるため、国会

行動を実施した。行動には、竹崎三立保団連副会長、森明彦、小島修司理事長、各協会役員らが多数参加した。保団連も参加する「共済の今日と未来を考える」懇話会(「懇話会」)も同日、衆参両院の金融委員長を中心に要請を行い、自主共済を今後とも健全に運営できるように、理解と賛同を求めた。

この日提出した適用除外を求める請願署名は、3万160筆(署名総計4万3千筆)。議員への要請は、新保険業法の政省令を改正するなどにより、法律上で適用除外を実現できるように議員立法を求めるものである。

保団連「懇話会」などによる要請行動の結果、前臨時国会での請願署名紹介議員は、与野党で衆院53人、参院25人となった。今国会で新たに4人が加わった。

各党議員が協力を約束

保団連・協会代表の要

共産党の佐々木憲昭議員、大門実紀史議員の両秘書は、自主共済・休保

制度を守るため引き続き協力を約束し、激励した。自民党の広津素子議員秘書も協力を約束した。国民新党の後藤博子議員は秘書を通じて署名紹介を引き受けた。

署名協力を力に

休保制度加入者、各協会の署名協力を力に、各協会の協力が広がってきた。1月15日に「懇話会」の懇談等を通じて得たこと、療養病床廃止・削減計画中止を求め、医の倫理を蹂躪する医療特区

「懇話会」の地域版を広げようと、これまでに、愛知・兵庫両県で発足したのに続き、3月には大阪で発足を予定。広島、福岡、千葉などでも準備がすすんでいる。

本紙次号では、署名用紙を掲載し、あらためて会員・休保加入者の皆さまへ、国会請願署名の協力を呼びかける予定である。

主張

国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うが、日本国憲法は、税金は能力に応じて応能負担原則としている。そこから、所得課税中心の累進課税、勤労所得軽減課、資産所得重課、最低生活費非課税、生存権的財産非課税という方向に導かれる。

消費税は、低所得者に負担が大きくなるので憲法の精神にはそぐわないといえる。しかしながら政府税調の方針は、庶民大増税と大

企業の高額所得者減税路線を続けており、弱者の犠牲の上に強者が栄える構造改革で格差社会を社会問題化するに到った。

2006年に定率減税の半減や公的年金控除の縮小、65歳以上の老年者控除の廃止が行われ、2007年度には定率減税の全廃、住民税の高齢者非課税措置の廃止、住民税の税率10%の一律化が予定されてい

る。この住民税が上がると、国保料、介護保険料も負担増へと連動するため、さらに庶民の負担は増す。そして庶民大増税となって、より格差が広がり、さらに深刻さを帯びてくる。

し税、還付金を受ける。経団連はさらに法人税減税を唱え、消費税アップを要求しており、参議院選挙後には消費税値上げがタイムスケジュールに上がっている。

には議会を変えるしかない。税の取り方、使い方を決めるのは政治の仕事である。どんな社会であろうと、租税に関する権利意識が低いことは、民主的な税、財政の発展にとって妨げとなる。国政、地方を問わず選挙は常に主権者である国民が、税に対する意志表示をする機会(税民投票)だといふことを片時も忘れない人々が多数派になることを追求したい」と。

社会保障は国の義務であり、税金は社会保障と平和の目的に使われるべきである。

庶民増税許すな 納税者の権利を行使しよう

法人税率の引き下げや各種法人税減税で、大企業はバブル期を上回る空前の利益を上げながら、法人税収は大幅に減少した上に、輸出大企業は1兆円近くの戻

これに対し、浦野広明税理士(立正大学法学部教授)は次のように述べている。「日本経団連が主導して一方的に庶民から税金を取り立てることを禁じるため

追

追

追

追



福島社民党党首(左)へ要請する竹崎保団連副会長

休業保障ご加入の先生へ

休業されたときは、必ずご連絡ください。



- 休業時の主な留意事項です。
- ◆必ず第三者の医師に受診してください。(受診後の休業に対して保障されます)
- ◆柔道整復師(はり・きゅう)等による施術は給付の対象となりません。
- ◆休業中は診療行為をせず、完全にお仕事を休んでください。
- ◆暦月単位で給付金請求の審査を行いますので、1カ月を超える休業の場合は、月単位(1日~月末)で給付金の請求をしていただきます。
- ◆各保険医協会・保険医会の審査に間に合うように、書類を整えてご請求ください。

詳しい説明や資料請求、ご連絡は、保険医協会・保険医会共済部まで。

『月刊保団連』読みどころ2007年3月号

『医療制度改革関連法』で地域の医療はどう変わる —地域での保険医運動 自治体への働きかけ—

今般実施が決定された医療制度改革は、各都道府県や市町村に、従来以上に大きな役割と責任を担わせている。地域での保険医運動、自治体への働きかけが、いまこそ重要になっている。

- 戦後最大の危機にたつ憲法・地方自治と医療制度改革 岡田知弘
- 医療制度改革関連法と地域医療 津田光夫
- 制度再建の鍵を握るのは自治体 中村 暁
- リハビリ日数制限は医療制度構造改革のプロローグ 大竹 進
- 国・地方自治体への総合的な働きかけで 矢部あづさ
- 地方議員、自治体との懇談を通して得たこと 箱石勝見
- 療養病床廃止・削減計画中止を求め 古沢正治
- 医の倫理を蹂躪する医療特区 池川 明
- 論考 医療ががし・医師はがし健康診断(2) 服部 真
- 文化 水銀と弘法大師 工藤 厚
- 何か変だぞ!日本スポーツ(第2回) 大野 晃
- 名水の源泉を訪ねて第3回「まちなかの湧水」 安形 康

次号特集

「在宅における終末期医療を検証する」

「は、自主的な共済制度を適用除外にするため、6月下旬に会期末予定の今国会中に、議員立法の実現を目指し、引き続き請願署名や地元議員との懇談を強める。また、各団体が共同して自主共済を守る運動を広げている「懇話会」の地域版を広げようと、これまでに、愛知・兵庫両県で発足したのに続き、3月には大阪で発足を予定。広島、福岡、千葉などでも準備がすすんでいる。